第1.1版の主な変更点について

新たに追加した箇所

修正箇所		修正内容			
第 4 章					
62 ページ		本文に『3)配管等が床下(階と階の間)に設置され下部に点検可能な空間がある場合の扱い』を追加。			
74 ページ		本文に『4)排水溝等が床下(階と階の間)に設置され下部に点検可能な空間がある場合の扱い』を追加。			
76-2 ページ	4.2.5 排水溝等	本文に『(5) 配管形状の排水系統の設備(排水管)について』を追加。			

上記追加に合わせ、32、33ページにも項目を追加

時点修正 (太字:変更箇所)

修正箇所	修正前	修正後(修正内容)			
第2章					
13 ページ	指定物質:水濁法施行令第3条の3で定める55項目(平	指定物質:水濁法施行令第3条の3で定める56項目(平			
指定施設 5 行目	成 24 年 3 月末現在)。	成 25 年 3 月末現在)。			
第3章					
24 ページ	平成 24年4月時点で、この政令市は全国で109市ある。	平成 25 年 4 月時点で、この政令市は全国で 110 市ある。			
「都道府県等」について 5 行目					
第5章					
109 ページ	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイド	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラ			
3 行目	ライン改訂版(2011)	イン改訂 第2 版(201 2)			
第6章					
113~114 ページ		政策金融公庫の融資策を追加。			

第8章				
130 ページ		指定物質一覧に『ヘキサメチレンテトラミン』を追加		
134 ページ 最下行		土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第2版(2012)		
参考資料 4				
		那覇市を追加		

その他修正 (太字:変更箇所)

上 (八),交叉回		
修正箇所	修正前	修正後(修正内容)
(2)	「有害物質」とは、水濁法施行令第2条に定められてい	「有害物質」とは、水濁法施行令第2条に定められてい
	る、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の 有害物質	る、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の 物質 のこ
	のことである。	とである。
4つ目の 2行目	都道府県等に届出	都道府県等 (24 ページ参照)に届出
「都道府県等」につい	 該当政令市に 申請す ることとなる。	該当政令市に 届出 ることとなる。
	(4)既設に対する基準(C基準;3年間の猶予期間)	(4)既設 の施設 に対する基準(C基準;3年間の猶予期間)
下から2行目	配管等が既にトレンチ中に設置してあるが、	配管等が既にトレンチ の 中に設置してあるが、
四角内の 10 行目	点検年月日、 点検実施責任者、点検実施者、点検方法、	点検年月日、 点検方法、点検結果、点検実施者、点検実
	点検結果 、補修等の措置	施責任者、補修等の措置
2) 4行目	必要な頻度実施	必要な頻度 で 実施
	修正箇所 (2) 4つ目の 2行目 「都道府県等」につい 下から2行目 四角内の10行目	修正箇所 修正前 (2) 「有害物質」とは、水濁法施行令第2条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の有害物質のことである。 4つ目の 2行目 都道府県等に届出 「都道府県等」につい 該当政令市に申請することとなる。 (4)既設に対する基準(C基準;3年間の猶予期間) 下から2行目 配管等が既にトレンチ中に設置してあるが、 四角内の10行目 点検実施責任者、点検実施者、点検方法、点検結果、補修等の措置

70 ページ 2) 10 行目	「4.2.7. (2)1) 漏えい等の検知に必要とされる設備	「4.2.7 目視等による点検ができない場合の点検方法
73ページ 1) 10行目	について」	及び設備等について (2)1) 漏えい等の検知に必要とさ
		れる設備について」
82 ページ タイトル	(4) 既設に対する基準	(4) 既設 の施設 に対する基準
83 ページ 最下行	漏えい検査管で有害物質の水質	漏えい検査管で 近傍の 有害物質の水質
85ページ(2)1)6行目	適切な設備を選択する必要がある。(参考資料5を参照)	(地下配管等目視による点検ができない場合の検知シス
		テムに関する事例集(以下、「検知事例集」という) や
		参考資料5を参照)
同上		本文に『 目視による点検ができない場合の措置を検討
		する際の参考となるよう、漏えい検知技術・システムの
		事例をまとめたものであり(平成 25 年 6 月) 環境省 H
		P上で公開している。』という注釈を追加。
87ページ 2)2行目	また、参考資料5に、	また、検知事例集や参考資料5に、
93 ページ	既設に対する基準	既設 の施設 に対する基準
第8章		
127ページ (3)9行目	有害物質の回収	有害物質等の回収
132 ページ	4)法令等の遵守	5)法令等の遵守
第9章		
第7回	14:00 ~ 18:45	14:00 ~ 1 6 :45
17、34、40、58、110 ページ	有害物質使用特定施設 及び有害物質貯蔵指定施設	有害物質使用特定施設 等
125、127、128、131、147 ページ	都道府県知事	都道府県知事 等
参考資料 3		
別紙 14		季節的変動の欄を削除